

日本製鉄株式会社「(仮称)日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区構内 天然ガス
焚き発電所建設計画 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和7年7月8日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区構内 天然ガス焚き発電所建設計画 計画段階環境配慮書」について、日本製鉄株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

1. 計画概要

- ・住 所 : 福岡県北九州市戸畑区大字中原字先の浜
- ・原動力の種類 : ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
- ・出 力 : 約200万kW(約50万kW×4基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和7年 4月11日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和7年 6月27日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和7年 7月 8日

問合せ先:電力安全課 小西、木全
電話03-3501-1742(直通)

1. 総論

- (1) 日本製鉄株式会社(以下「本事業者」という。)の「日本製鉄カーボンニュートラルビジョン2050」においては、本事業者のCO₂排出量の削減に係る目標について、2030年に30%削減(2013年比)を目指すとしている。当該ビジョンでは、国内における製鉄に係る原料受入～製品出荷及び購入電力製造時CO₂をシナリオ範囲として設定しているところ、発電部門における目標値は設定されていない。このため、「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」及び「GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」(以下「GX2040ビジョン」という。)(いずれも令和7年(2025年)2月18日閣議決定)並びにこれら等を踏まえた関連施策を踏まえ、本事業者全体として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策を検討し、「カーボンニュートラル達成に向けたロードマップ」を見直す等、環境影響評価方法書以降の手續において温室効果ガス削減に係る目標及び対策の内容を適切に示すこと。なお、本事業者全体での見直しが難しい場合には、本事業者の発電部門について、削減目標及び電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策との整合性がとれるような目標値を適切に設定すること。
- (2) 本事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策の検討に当たっては、省エネルギー、高効率化の徹底及びCCUS(二酸化炭素の回収・有効利用・貯留(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)の略称)に向けた取組並びに水素、アンモニア等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を進めること。
- (3) 本事業は発電設備を新たに設置する計画であるが、本事業者全体での温室効果ガスの削減に向け、火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入・運用等により最低出力のできる限りの引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させる、二酸化炭素排出係数の小さい燃料を優先的に使用するなどの柔軟な運用を行い、事業者として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。
- (4) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」という。)に基づく電力供給業に係るベンチマーク指標の

達成に向け、非効率石炭火力のフェードアウト等を着実に実施すること。

- (5) 液化天然ガス火力をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、水素、アンモニア等の脱炭素燃料及びCCUS等の火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入を、技術・サプライチェーン・制度の整備状況を踏まえ、運転開始当初からを含めて、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限すること(以下「1.5℃目標」という。)と整合する形で可能な限り早期に進めること。
- (6) 水素、アンモニア等の脱炭素燃料の導入に当たっては、発電所稼働時に二酸化炭素を排出しないことのみに着目せず、燃料の製造、輸送等も含む本事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、サプライチェーン全体にわたる温室効果ガス排出量を適切に削減していくこと。
- (7) 本事業の実施に当たっては、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の検討及び最新技術の開発・社会実装の動向を注視し、事業者として2030年度における我が国の温室効果ガス削減に係る目標との整合及び更なる温室効果ガス削減への貢献を目指すとともに、G7プーリアサミットにおける「2035年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」という共同声明も踏まえ、我が国における地球温暖化対策計画に示される2030年度、2035年度及び2040年度の削減目標(以下「削減目標」という。)の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組として、具体的な方策及び行程を早期に確立し、実行に移すこと。その際、2035年度、2040年度及び2050年に向けて、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組の道筋が、1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、稼働抑制、休廃止等を計画的に実施することも含め、あらゆる選択肢を勘案して検討すること。
- (8) 事業実施想定区域周辺の既設発電所の稼働による環境影響等も踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価を行った上で環境保全措置の検討を行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

省エネ法に基づく電力供給業に係るベンチマーク指標等及び自主的枠組み全体としての目標の達成はもとより、削減目標の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業について、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 火力発電をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、将来的な脱炭素化を前提としたものとして本事業を進めること。
- ② 本事業の発電設備の選定に当たっては、「最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況」(BATの参考表)の(A)区分以上を採用した上で、(B)区分に該当する、より高効率の設備の導入可能性について検討すること。
- ③ 削減目標及び電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、本事業者が公表した「日本製鉄カーボンニュートラルビジョン2050」等の本事業者全体での事業方針を削減目標等に整合するように適切に見直すこと。その際、本事業者全体での見直しが難しい場合には、本事業者の発電部門について、削減目標及び電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策との整合性がとれるような目標値を適切に設定すること。
- ④ ③で見直した内容を踏まえ、本事業において、水素混焼/専焼、CCUS等の火力発電の脱炭素化に向けた技術をできるだけ早期に実装するなど、事業者として必要な措置を、稼働開始からも視野に入れ、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。また、脱炭素燃料、CCUS等の実装に向け、貯蔵タンク等の附帯設備に必要な発電所内の敷地の確保の検討を行うなど、事業者として主体的に取組を進めること。
- ⑤ 発電事業の温室効果ガスの削減に向け、火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入・運用等により最低出力のできる限りの引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させる、二酸化炭素排出係数の小さい燃料を優先的に使用するなどの柔軟な運用を行い、九州製鉄所八幡地区(以下「本事業所」という。)として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。
- ⑥ 情報公開等により社会的な透明性を確保しつつ、運転開始後の運転計画、維持管理計画等を適切に講じ、高い発電効率を発揮し続けること。また、「地球温暖化対策計

画」、「第7次エネルギー基本計画」及び「GX2040ビジョン」に基づくとともに、これら等を踏まえた関連施策に関する議論を注視し、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、事業者として必要な対策を講ずること。

(2) 大気環境

大気環境に対する影響を低減できるよう、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 大気環境の悪化を回避するとともに、継続的な大気環境の改善に向け、地元地方公共団体と密に連携し、周辺住民への丁寧な説明と理解促進に努めるとともに、本発電所での発電に当たっての排煙脱硝装置の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
- ② 事業実施想定区域の周辺には、他事業者による環境影響評価手続中の火力発電所の計画があり、大気汚染物質に係る累積的な影響が懸念されることから、今後、可能な限り、環境影響評価図書等の公開情報の収集、地元地方公共団体等を通じた情報収集及び情報交換を行うなど、当該火力発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。
- ③ 本事業所の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元地方公共団体と協議の上、公害防止協定等が締結される場合にはこれを遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ること。
- ④ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM_{2.5})の二次生成に係る予測手法並びに対策に係る今後の動向を踏まえ、必要に応じて調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。
- ⑤ 脱炭素燃料の混焼率の向上又は専焼運転への移行を図る際には、例えば窒素酸化物等、温室効果ガス以外の環境影響についても調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、燃料転換により生じるおそれのある環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。